

○村山市個人情報保護に関する法律施行条例

令和5年3月23日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、上下水道事業管理者及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付(電磁的記録にあつてはこれに準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残

りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な意見を聴くことが特に必要と認めるときは、村山市情報公開条例(昭和58年村山市条例第15号)第15条に規定する村山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年度、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、これを一般に公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(村山市個人情報保護条例の廃止)

第2条 村山市個人情報保護条例(平成17年村山市条例第3号)は、廃止する。

(村山市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の村山市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日以後においても、

なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) 施行日前において指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が管理する公の施設の管理業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第12条、第19条又は第22条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第8号に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。